

議会運営委員会 所管事務調査報告書

令和7年4月23日

犬山市議会議長

柴田浩行様

議会運営委員長

玉置幸哉

本委員会は、地方自治法第109条第3項及び犬山市議会会議規則第97条第2項の規定に基づき、下記の事項について調査したので、犬山市議会会議規則第102条の規定に基づき報告します。

記

1. 調査事項

災害時の議会運営について

2. 調査目的

本市議会では、災害の発生や感染症がまん延した場合でも、できる限り議会運営に支障がでないように、オンラインによる委員会や全員協議会の開催、一般質問の実施について条例・規則を改正し、オンライン機器の整備を行ってきた。

しかしながら、災害等の規模や被害状況によっては、市民生活を最優先とする中で、議会運営をどのような形で行っていくべきか、会議の継続や中断を含めて判断する必要がある。

このことから、災害等が発生した場合の議会運営について、迅速な判断・対応ができるように調査研究を行う。

3. 調査方法

(1) 委員間討議

日 時 令和6年7月22日 午後1時12分から午後2時9分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）

主な内容

- ・警戒本部及び災害対策本部の設置基準並びに過去10年における警戒本部及び災害対策本部の設置状況を確認した。
- ・議会会議中の災害対策本部の設置状況を確認したが、議会会議中に避難所が開設された例はなく、通常どおりの議会運営を行っていることを確認した。

- ・議会の会議（本会議・常任委員会・議会運営委員会・全員協議会）の審議・審査の日程ごとに、災害対策本部の設置が会議の開始前か後か、避難所の開設又は住民・住家の被害がないかあるかに場合分けを行い、会議の進行方法について、協議を行った。
- ・通年議会導入時に、市長の専決処分事項に「災害等により必要となる維持補修又は工事に係る緊急を要する予算の補正」を加えたことを確認した。
- ・本会議中の災害発生を想定した本庁舎防災訓練について、協議を行った。

日 時 令和 6 年 8 月 20 日 午前 9 時 55 分から午前 11 時 2 分まで
場 所 第 3 委員会室
出席委員 7 名（全員）

主な意見 今回の調査の中で災害時の議会運営の指針として、会議の種類ごとに、「災害時の議会の会議の進行方法」を作成し、その内容の精査を行い、次の意見があった。

- ・議会の会議には、議会の出席要求に応じて執行部が出席するため、執行部が災害対応のため議会に出席できないときは、執行部は「出席しない」ではなく、「出席を要しない」に修正した方がよい。
- ・最終日当日、議決前に災害が発生し、執行部が災害対応のため議会に出席できないときは、議員だけで本会議を進行し、議決することにより。
- ・災害は様々なケースがあり、定型ルールだけでは対応できないため、臨機応変に対応できる表現を入れた方がよい。

災害発生に備えて、庁舎内の消防設備の設置状況の確認や訓練の実施について、次の意見があった。

- ・大規模災害が発生した場合に備え、議員の安否確認の方法を決めておく必要がある。
- ・本会議中の災害発生を想定した本庁舎防災訓練について、9 月定例議会最終日の本会議終了後、模擬議会を開いて、地震発生を想定したシェイクアウト訓練、火災発生を想定した避難訓練を実施してはどうか。
- ・災害発生に備えて、8 月 26 日の全員協議会終了後に希望する議員で、5 階・6 階の消防設備の設置状況確認と 7 階の屋上が避難場所に適しているか現場確認を実施して

はどうか。

日 時	令和 6 年 9 月 2 日	午後 1 時から午後 1 時56分まで
場 所	第 3 委員会室	
出席委員	7 名（全員）	
主な内容	・「災害時の議会の会議の進行方法」の精査を行い、臨機応変に対応できるように「災害の種類・状況により、表に記載している進行方法に寄り難い場合は、全員協議会、委員会で協議又は議長、委員長の判断により、会議を進行する」という注釈を付けることを確認した。 ・9月25日の本会議終了後に行う本会議中の災害発生を想定した本庁舎防災訓練について、実施方法を確認した。 ・9月定例議会の議会期間中に大規模な災害が発生したことを想定して、安否確認訓練を実施することで決定した。	

日 時	令和 6 年 9 月 25 日	午後 2 時57分から午後 3 時18分まで
場 所	第 3 委員会室	
出席委員	7 名（全員）	
主な意見	安否確認訓練・本庁舎防災訓練後の振り返りとして、下記の意見があった。 ・安否確認訓練では、LINE が最も使いやすいとの意見が多かった。 ・災害で通信障害が生じた場合の安否確認方法を確立する必要がある。 ・防災訓練では、避難場所に着いた際に会派の全員が揃っていないことに気づいた。もっと周りに目を配る必要がある。 ・実際に大規模地震が発生した場合は、立体駐車場に避難するのは現実的じゃない。広い平地を避難先に考える必要がある。 ・東側階段 1 階の非常口から線路側に避難する経路を確認できたことはよかったが、柵を越えなければならないので、開口部を設けられないか。 ・6 階からはしご車による避難は、かなりの恐怖感がある。	

(2) 状況確認及び訓練

①本庁舎 5 階・6 階の消防設備の設置状況確認及び 7 階屋上の現場確認

日 時	令和 6 年 8 月 26 日	午後 0 時20分から午後 1 時まで
場 所	本庁舎 5 階・6 階・7 階	

参加議員	17名
目 的	本庁舎 5 階・6 階で火災が発生した場合に初期消火を速やかに行うとともに避難経路を確認し、7 階屋上が避難場所に適しているか確認する。
実施状況	・本庁舎 5 階・6 階の消火器・消火栓の設置位置、救助袋の設置位置を確認した。消火栓・救助袋については、今後、実際に議員や事務局職員が使用できるように訓練が必要である。 ・7 階屋上は、夜間は照明もなく、足場も悪いことから、避難には適さない場所であることを確認した。

②安否確認訓練

日 時	令和 6 年 9 月 13 日 午後 4 時 30 分から
参加議員	18 名（全員）
目 的	大規模災害が発生した場合に、議員が自身の安否を速やかに事務局に報告できるか確認する。
訓練内容	市内で震度 6 の地震が発生したことを想定し、各議員は 24 時間以内に現在の居所、被災の状況、今後の連絡先等を L I N E、電子メール、サイボウズで事務局に報告をする。また、災害用伝言ダイヤルの操作確認を行う。
実施状況	・全議員が翌日午前 10 時 41 分までに L I N E、電子メール、サイボウズのいずれかの方法により安否報告を完了した。 ① L I N E で報告 16 名 ② 電子メールで報告 13 名 ③ サイボウズで報告 14 名

③本会議中に災害が発生した場合を想定した本庁舎防災訓練

日 時	令和 6 年 9 月 25 日 午後 1 時 55 分から午後 2 時 55 分まで
場 所	犬山市議場及び市役所立体駐車場
参加議員	18 名（全員）
目 的	本会議中に災害が発生した場合に、出席者、傍聴者等は自身の身の安全を確保し、避難するとともに、本会議の休止手順及び再開手順を確認する。 また、本庁舎に勤務する職員についても、避難する際の経路や消火栓・消火器の位置及び使い方を確認する。
災害想定	① 9 月定例議会の最終日、本会議において委員長の委員会審査結果報告の最中に大きな地震が発生。揺れが収まった後、1 階レストランから出火。初期消火を行うが失敗。速やかに庁舎外に避難する。

②本会議には、議員18人、事務局職員3人、市長、副市長、教育長、部長、企画広報課長、総務課長が出席し、市民2人が傍聴。6階展望ロビーには市民1人が在庁。

訓練内容 ①非常放送訓練 ②シェイクアウト訓練
③火災発生確認訓練 ④初期消火訓練 ⑤通報訓練
⑥避難誘導訓練 ⑦避難訓練 ⑧人員点呼訓練
⑨はしご車による避難訓練 ⑩救助袋による避難訓練
※下線部が議員参加の訓練

実施状況 ・シェイクアウト訓練では、議場の机の下はスペースが狭く、入り込むことは困難と予想していたが、ほとんどの参加者が入り込むことができた。傍聴席には、頭部を守るすべがないため、対策が必要である。

・避難誘導訓練では、事務局職員が傍聴者、展望ロビーの市民を避難誘導し、トイレ等に逃げ遅れた市民はいないか確認した。

・避難訓練では、東側階段1階の非常口から線路側通路に避難する経路を確認したが、柵を越えなければならないため、開口部を設ける必要がある。

・人員点呼訓練では、避難場所に避難後、各会派等から議長に避難完了報告が行われたが、避難途中で構成員を見失った会派もあったため、議員が互いに避難経路においても、避難をしているか確認する必要がある。

・はしご車による避難訓練では、救助までに時間がかかり、一度に救助できる人数も少ないことから、救助袋を迅速・安全に設置できるよう訓練する必要がある。

4. 調査結果

委員間討議及び訓練等を踏まえ、以下の2点について意見集約した。

- (1) 市内で地震や風水害が発生した場合は、議会の会議は、原則「災害時の議会の会議の進行方法」に沿って進めるが、災害の種類・状況により、表に記載している進行方法に寄り難い場合は、全員協議会、委員会で協議又は議長、委員長の判断により、会議を進行する。
- (2) 防災訓練や安否確認訓練は、様々なケースを想定して、今後も議会運営委員会が主体となって、定期的に実施していく。